

## 清瀬市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対して提出された意見等の概要及び意見に対する事務局の考え方

このことについて、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条に基づき、平成26年12月19日から平成27年1月15日までの間、清瀬市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する意見募集を行った結果、5人の方から43件の意見が提出されました。

これらの意見を適宜要約し、項目ごとに整理したうえで、意見に対する清瀬市子ども・子育て支援事業計画（素案）の市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

### 1 意見の分類及び件数

- (1) 事業計画全般について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9件
- (2) 教育・保育の量の見込みと確保方策について・・・・・・・・・・・・ 9件
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について・・・・・・ 16件
- (4) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9件

## 2 意見の内容と事務局の考え方

### (1) 事業計画全般について

	意見等の概要	市の考え方
1	国の子ども・子育て支援新制度では、市町村には2015年度から5年間ごとの子育て支援策についての数値目標をつくり、その目標に向けて取り組む事が義務づけられています。国からの交付金は市町村がつくる事業計画に基づいて支出されるので、その内容によって交付金の額が大きく異なってきます。市民のため、そして子どもたちのために、より保育園・学童保育が拡充するような事業計画が立てられることを求めます。	子ども・子育て支援新制度では、市町村が実施する特定教育・保育施設及び地域型保育事業並びに地域子ども・子育て支援事業の給付費等に対して国及び都道府県が一定の基準に基づき負担することとされています。地域全体で子どもと家庭を支える環境づくり、安心して子育てができる環境づくりに視点を置いた子ども・子育て支援の事業計画にしたいと考えます。
2	当初財源として考えられていた、消費税の引き上げが延期になりました。子ども・子育て支援新制度の新たな財源の確保を十分検討して下さい。	子ども・子育て支援新制度が着実に実施できる財源確保を国に働きかけていきたいと考えます。
3	今後も清瀬市は子育てし易い街として子育て世帯の増加を狙う具体的な事業、施策は長期計画として掲載しないのでしょうか。	子育て世帯の増加策につきましては、現在策定中の平成 28 年度からの第 4 次清瀬市長期総合計画の中で具体的な施策等が盛り込まれる予定です。
4	待機児童数も他市町村より少ないのかもしれませんが、経過年度による自動消滅的感が否めないのですが、積極的に子供を受け入れるような具体的な施策は長期計画にないのでしょうか。	このたびの子ども・子育て支援事業計画は、計画期間である5年間の事業量の見込みとその確保方策です。今後の児童数の推計を行う中で認可保育園の新設や地域型保育事業の導入を計画しています。
5	保育園・学童保育の質向上のため、事業計画の定期的な評価と見直しを実施して下さい。	事業計画の評価や進捗状況等について毎年検証する体制を設けたいと考えています。また、計画期間内での事業計画見直しについても必要に応じて検討したいと思います。
6	清瀬市子ども子育て会議の委員に現役の保育園・学童保育を利用している父母を含めて下さい。	清瀬市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援に関して学識経験のある者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、

		一般公募による市民及び市長が必要と認める者から組織されています。保育園や学童クラブを利用されている父母の方につきましても平成 27 年 7 月の次期改選時には一般公募の市民として応募していただきたいと思えます。
7	子ども・子育て会議の内容が、適宜市民に伝わるよう、周知方法に工夫をして下さい。	清瀬市子ども・子育て会議の審議内容等は、市のホームページでお知らせしています。分かりやすい内容のものになるよう、今後も工夫していきます。
8	子ども・子育て支援事業計画は、大人目線ではなく子ども達が主役の計画として下さい。	子ども・子育て支援事業計画は、子どもと子育て家庭のための計画です。このことを十分に認識し、事業計画の策定及び実施に努めます。
9	さまざまな子供、子育て支援のうち、保護者の就労等によって、家庭での保育を欠く子供を、保育園、学童保育において、そうした子供たちに必要な保育、育成内容を確保することを中心として、社会全体で支えることは、行政の責務として行われてきたことであり、新制度においても、当該施策が堅持されることを切に要望します	子ども・子育て支援新制度におきましても、幼稚園・保育園・認定こども園・学童クラブなど、施設での保育・育成をはじめ、地域での子育て支援を社会と行政が連携して実施していきます。

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策について

	意見の概要	市の考え方
1	保育士の処遇の改善や保育園の整備・拡充のための予算が削減されることのないようにして下さい。	国及び東京都の補助制度を活用する中で、財源の確保に努めています。
2	2014年4月に保育料の改定が行われました。現状よりも保育料の負担が大きくなるようにして下さい。	保育園の保育料につきましては、定期的な見直しは必要と考えます。
3	各施設に正規雇用の職員を引き続き配置して下さい。	市内の認可保育園は、東京都の認可基準に従い、職員の配置を行っています。 また、必要に応じて追加配置を行っています。
4	待機児童を出さないよう、保育園の増設を市の責任において計画的に行って下さい。保育の切り下げとなる「地域型保育事業」ではなく、「認可保育園」を増設して下さい。	待機児童解消のため、私立保育園の新設や増改築により定員増を図ってきました。また、平成27年度中に私立乳児保育園の開設も計画しています。 なお、待機児童解消には子ども・子育て支援新制度の地域型保育事業も必要な施策だと考えます。
5	0歳児の受け入れ人数が減らされた園があります。ニーズがあるにも関わらず、定員の削減をしたり、逆に詰め込み保育をすることのないようにして下さい。	市全体の認可保育園の0歳児定員は、平成27年4月には141人となる予定です。平成26年4月と比べ22人の増となります。 保育園の定員につきましては、保育環境に配慮しながら設定を行っています。
6	市内の公立施設の統廃合や民営化、幼保連携型認定子ども園への意図的な移行はせず、市の「公立保育所」を引き続き残して下さい。全て民営化されると公立でしか対応できないケースやニーズが発生した場合に対応できなくなってしまう。	民間にできるサービスは、民間の活力を導入する基本的な考えのもと、市行政を推進しています。 今後も条件等が整えば、民設民営認可保育園の導入を検討いたします。
7	休日保育を実施してください。日曜祝日に勤務がある保護者もいます。	日曜日・祝祭日の休日保育につきましては、子育てNPO法人が実施している一時預かり事業等をご利用いただきたいと思います。

8	<p>(2) 確保方策③2号認定（保育園・認定こども園希望）の確保方策（P26～27）について、平成27年度～28年度は待機児童が発生すると予測されているのに、平成27年度から市内認可保育園の定員減は矛盾しています。乳児保育園を作るのと本園の定員減の問題は切り離して考えるべきです。</p>	<p>乳児園の新設に伴う本園の定員変更につきましては、待機児童が多い1歳から2歳児の受け入れを拡充したことによるものです。ご理解をお願いいたします。</p>
9	<p>(8) 延長保育事業（P36）について、時間外保育として肝心の「何時まで時間外保育を行うか」についての記述がありません。「2施設は18時から20時までの延長保育を実施しています」とありますが、そのうち1施設は来年度から19時30分までに短縮されますが、その記述がありません。現在20時まで利用している人もいる中で保育時間を短縮するのは利用者のニーズに応えているとは言い難いと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり1施設の延長保育時間が来年度から19時30分に短縮されます。そのことを計画書に記載したいと思います。なお、延長保育につきましては、利用実態等を把握する中で今後も実施していきます。</p>

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

	意見の概要	市の考え方
1	財源の確保が図られるよう事業計画を策定して学童の整備・拡充のための予算を十分に確保して下さい。	国及び東京都の補助制度を活用する中で適切な予算化を図ります。
2	職員は1施設に対して資格を有する専任を2人以上配置して下さい。また、職員は非正規雇用ではなく正規雇用として下さい。2010年より清瀬市の学童指導員は全員が非正規雇用ですが、指導員の入れ替わりが多いと、子ども達の日常生活に支障をきたします。	市立学童クラブは、平成19年に国が示した「放課後児童クラブガイドライン」及び児童福祉施設最低基準に基づき、適切な職員配置を行っています。今後も清瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従い適切に行っていきます。
3	障害児の受け入れについては、現場の指導員を含めたメンバーで決定し、受け入れる体制を整え、必要数職員を配置して下さい。市と施設職が連携して障害児の支援をしていくようお願いします。	学童クラブの障害児受け入れに関しましては、障害のある児童も障害のない児童も日々の生活や遊びを通じて共に育ち合うことが大切であり、障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、受け入れ体制の充実を図りたいと考えます。
4	放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れについて、受け入れ枠の拡大を含め、積極的に行っていくことを検討し、記載してほしい。日中、特別支援学級や特別支援学校など地域の子どもたちとのかかわりが少ない中で過ごしている児童が多いため、せめて放課後は地域の子どもたちとのかかわりを持つようにすべきと考える。障がいについての知識というより、保護者、学校の担任など児童と日常的にかかわっている人や機関との連絡を密にし、一人ひとりの特性の理解と特性に合った受け入れ態勢をつくってほしい。	学童クラブの障害児受け入れに関しましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に掲げられている基本理念に沿って、障害のある児童も障害のない児童も日々の生活や遊びを通して共に育ち合うことが大切であるため、障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、受け入れ体制の充実を図る旨の記載をしたいと考えます。

5	開所時間を通年、19時までの開所と、土曜日や学校のない日・長期休暇は、8時からの開所として下さい。	保護者の多様な就労状況を考えますと市立学童クラブの育成時間延長は、必要なことと認識しています。児童の育成環境や市学童クラブ指導員の労働条件を整備する中で、検討をしていきます。なお、土曜日や学校のない日・長期休暇中の8時からの開所は、まず、午後の育成時間延長の検討を優先したいと考えます。
6	学童保育を必要とする家庭が確実に入所できるよう、学童クラブの増設を市の責任において計画的に行って下さい。進級の際に新学年が継続利用を断られる事のないよう、また高学年を受け入れる事も可能になるよう、配慮して下さい。	学校施設の状況等により、現在、市立学童クラブの施設拡張等は難しいと考えます。定員の1割以内の弾力的な運用を行うことにより待機児童の解消を図ります。なお、高学年の受け入れにつきましては、事業計画の中で「指導員の高学年児童の育成方法等の研修を十分行った上で、空き定員のある学童クラブでの受け入れを検討するとともに放課後子ども教室や児童館等、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業との連携を強化していきます。」としています。
7	今回の素案ではH28年度から高学年も197名受け入れる可能性があるかと読めます。希望があれば6年生までを受け入れる事を明記して下さい。財政上の理由や施設確保の困難などを理由に、十分な対策の検討なしに6年生までの受け入れを制限することのないようにして下さい。	学童クラブの高学年の受け入れにつきましては、事業計画の中で「指導員の高学年児童の育成方法等の研修を十分行った上で、空き定員のある学童クラブでの受け入れを検討するとともに放課後子ども教室や児童館等、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業との連携を強化していきます。」としています。
8	規模の拡大と合わせ、学童保育の質を維持して下さい。児童の集団の規模の上限は40人までとなりました。待機児童を解消するために定員以上の児童が入所するような超過受け入れはしないで下さい。現状ですべての学童施設が基準を満たしていなければ、改善をお願いします。	市立学童クラブには、一の支援の単位を構成する児童の数が40人を超えている学童クラブがあります。今後、受け入れ児童数の状況を見る中で、定員の見直しを検討していきたいと考えます。

9	<p>面積基準では生徒1人あたり1.65㎡以上となりました。現状で清瀬市のすべての学童施設が基準を満たしていなければ、改善をお願いします。今後6年生までの児童が利用する事をふまえ、施設の広さは台所やトイレを含まず、生活をする部屋（生活室）は子ども一人辺り1.98㎡以上として下さい。</p>	<p>市立学童クラブの育成専用区画の面積は、児童1人当たり平均で1.84㎡となっていますが、2つの施設が基準の1.65㎡を満たしていない現状があります。今後、受け入れ児童数の状況を見る中で、定員の見直しを検討していきたいと考えます。また、保育所施設の基準である1.98㎡を全学童クラブに適用することは学校施設の状況等から難しいと考えます。</p>
10	<p>「放課後子ども教室」または「児童館」と、「学童保育」は連携するにも生活する部屋及び職員は同一にはならず、それぞれに専用室と専任の職員を配置して下さい。</p>	<p>事業計画では「放課後子ども教室や児童館等、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業との連携を強化していきます。」としていますが、その場合であっても育成のための専用室や指導員を統合することはないと考えます。</p>
11	<p>午後5時までは全児童対策事業、午後5時から学童保育を行うのでは、「平日は3時間以上」の基準を満たしません。全児童対策事業を学童保育として取り扱わないことを明確にして下さい。</p>	<p>事業計画では「放課後子ども教室や児童館等、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業との連携を強化していきます。」としていますが、その場合であっても市立学童クラブの開所時間を変更することはないと考えます。</p>
12	<p>核家族、共働き世帯のため、学童保育の対象学年を6年生までして頂きたいです。また、学童保育終了時間を18時半～19時まで延長して頂きたいです。</p>	<p>学童クラブの高学年の受け入れにつきましては、事業計画の中で「指導員の高学年児童の育成方法等の研修を十分行った上で、空き定員のある学童クラブでの受け入れを検討するとともに放課後子ども教室や児童館等、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業との連携を強化していきます。」としています。また、育成時間の延長は、保護者の多様な就労状況を考えますと、必要なことと認識しています。児童の育成環境や市学童クラブ指導員の労働条件を整備する中で検討をしていきます。</p>



13	<p>(11) 放課後学童クラブ（p 38）について、開所時間についての記述がありません。保護者の就労状況を考慮し、開所時間を延長してください。「19 時までの時間延長を検討中」との前向きな回答を得ていますが、早期の実現に向けた具体的な取り組みを要望します。希望があれば小学校 6 年生まで受け入れできるように必要な手立てを講じてください。説明会で「高学年の受け入れを検討中、平成 28 年度の受け入れ 197 人を目標にしている」と回答をいただきましたが、もっと具体的に明記してください。</p> <p>指導員の資格、配置、面積などについて国の基準に沿った基準作りをすすめていくとする条例が可決されましたが、国の基準を満たさない場合は経過措置期間に計画案の中で検討する必要があると思います。今後の具体的な取り組みを明記してください。</p>	<p>学童クラブの育成時間の延長は、保護者の多様な就労状況を考えますと、必要なことと認識しています。児童の育成環境や市学童クラブ指導員の労働条件を整備する中で検討をしていきます。</p> <p>また、高学年の受け入れにつきましては、事業計画の中に「指導員の高学年児童の育成方法等の研修を十分行った上で、空き定員のある学童クラブでの受け入れを検討するとともに放課後子ども脅威市や児童館等、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業との連携を強化していきます。」と記載しています。</p> <p>市立学童クラブの指導員の資格及び配置に関しましては、清瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び規則で定めた基準に適応しています。しかし、育成専用区画の面積は、2つの施設が基準の 1.65 m<sup>2</sup>を満たしていない現状があります。今後、受け入れ児童数の状況を見る中で、定員の見直しを検討していきたいと考えます。</p> <p>なお、この事業計画は、事業の量の見込みと確保方策を表したものです。記載内容は現状どおりとさせていただきます。</p>
14	<p>ファミリー・サポート・センター事業について核家族化の影響で依頼会員数・延べ利用者数ともに年々増加傾向にある。「確保方策はニーズに対して十分」という見解だが、「毎日お迎えに利用すると利用料の負担が大きい」、「利用料金が高く、緊急時にしか利用できない」という利用者の声も聞かれる。事業の維持はもちろんだが、「定期利用者への割引措置」など、利用者がより利用しやすい事業になることを要望する。</p>	<p>利用者の要望に沿ったサービスの提供が行えるよう、利用者や実施団体の意見等をいただきながら、充実に努めます。</p>

15	<p>病児・病後児保育は、保護者が就労継続する上でニーズも多く重要な役割を果たしています。引き続き「チルチルミチル（武蔵野総合クリニック）」「ひまわり（清瀬保育園）」について事業の拡充とともに十分な財政支援を行って下さい。また前者の利用日について水曜日午前中も他の日と同様に保育が利用できるようにして下さい。</p>	<p>利用者の要望に沿ったサービスの提供が行えるよう、実施事業者と協議・検討していきたいと考えます。</p>
16	<p>(10) 病児・病後児保育事業等（p 37）について、重要な項目である「保育時間」についての記述がありません。来年度から病後児保育室の開所時間が短縮（8時～18時から8時30分～17時30分へ）されることも一切触れられておりません。看護師等に待機していただき、安心して両親が仕事のできる場を提供するのであれば、時間短縮は望ましくありません。病児保育の保育時間を延長してください。（以前は19時まででしたが、18時に短縮されたままです）。</p>	<p>利用者の要望に沿ったサービスの提供が行えるよう、実施事業者と協議・検討していきたいと考えます。</p>

(4) その他

	意見の概要	市の考え方
1	<p>保育園や小学校などの日常的な清掃やメンテナンスに取り組んでほしいです(子供や父母、町内会などと協力して)。例えば第4小学校では校門や案内板、校舎内部でペンキの剥がれや汚れの付着が激しく、校庭でも雑草が生えているようです。さらにせせらぎ公園と接する一具の教室ではカーテンが破れており、内部に不要なものが雑然と放置されているようです。教育の場に相応しい環境にして頂きたいです。</p>	<p>保育園や小学校などの日常的な清掃やメンテナンスにつきましては、優先順位を付ける中で実施しています。</p> <p>これからも保育・教育環境の充実について努めてまいります。</p>
2	<p>地域による子育て支援として自分の孫育てを終えたお年寄りの皆さんにボランティアで面倒を見てもらう「他人の孫」を育てる「たまご育て」という試みがあります。(横浜市、柏市で実施)</p> <p>是非、地域支援の一環として導入を図ってもいいのではないかと思います。自分の孫を育てた実績と働くお母さん・お父さんの代わりと日本のいい文化の伝え手として最適な試みだと思えます。是非、検討をお願いします。</p>	<p>平成 27 年度からの新たな制度として一定の研修を受講することにより保育士の補助員になれる「子育て支援員制度」が考えられていますので、その中で対応していただけると考えます。</p>
3	<p>今後の問題として「望まない妊娠・出産」の問題があります。結果、乳幼児への虐待へつながるケースが多い事実を鑑みると相談窓口、養子受け入れ先等の対応を行政が考慮せざるをえないと思えます。</p>	<p>都児童相談所と市子ども家庭支援センターが連携を図り、取り組んでいます。</p>
4	<p>保育施設の問題点として都でも規制除外を考えている「子供の声等」の規制除外ですが、明らかな苦情が無くとも少なからず近隣住民の不満となり、結果、地域支援が難しくなる可能性があります。早急に行政が間に立って「子供の声」と「近隣住民の声」双方の立場を理解する仕組みづくりを保育施設周辺で実施していく必要があると思えます。</p>	<p>保育施設での保育を含め子育て支援は、地域の支えと理解がなければできないものと認識しています。「子どもの声」と「近隣住民の声」の双方の立場に立った問題解決がどのような形でできるのか、検討していきたいと思えます。</p>

5	東京都上位等の目標を設定して、他の自治体で既に成果を挙げている小学校の運営ノウハウを積極的に取り入れて、学力や体力の向上を計って頂きたいです。	意見募集の対象以外のご意見等ですので回答はいたしません。市教育委員会に報告し、今後の参考とさせていただきたいと考えています。
6	幾つかの小学校では単級が存在しているようですので、学区の再編成に伴う統廃合の検討をお願いします。	
7	就業などの事情に応じて、清瀬市でも近隣自治体と同様に小学校の選択制度の導入をお願いいたします。	
8	小学校において英語教育の充実化を希望します。	
9	小学校運営に関する情報公開や地域への開放をさらに積極的に進めてほしいです。	